

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

○育児休業等の取得の状況に関する目標

計画期間中における男性の育児休業取得率を 30%以上とする

<対策>

■ 2025 年 4 月 ～

- ①アンケートや面談時のヒアリングによる対象者の確認
- ②対象者への制度の説明会やパンフレットの送付
- ③相談窓口の再周知

○労働時間の状況に関する目標の内容

フルタイム労働者のうち、25 歳から 39 歳の労働者の法定時間外労働を月平均 15 時間未満とする

<対策>

■ 2025 年 4 月 ～

- ①毎月の勤務状況より対象者の確認
- ②社内管理職への制度に関する研修の実施
- ③業務の見直しと併せて、クライアントへの当社の取り組みの周知

相談窓口 経営管理部

電話：03-6447-7520

メールアドレス：kk@i-fine.co.jp